

2015年8月1日

論文投稿時の留意点

保険学雑誌編集委員会

本誌の編集方針を改正（2005年1月1日より適用）してから既に10年が経過し、新制度の下での投稿・編集・発行は、ほぼ定着したといえる（改正当時の案内文は本誌第587号（平成16年12月号）を参照されたい）。

この間の会員諸氏のご協力に深謝したい。

なお、編集方針の改定にあたり、投稿論文の未公表性要件の具備については、これまでも会員諸氏に度々注意を喚起してきたところであるが、近年の学術雑誌における未公表性要件の厳密化の流れにしたがって、今回改めて以下のとおり、ご連絡させていただく。

1. 従来、保険学雑誌編集委員会としては次のように規定していた。

（1）未公表性要件の具備については、「保険学雑誌編集方針」に明記されているところであり（同方針1(7)参照）、投稿論文は未公表のものに限定されている。

（2）他の論文・発表等と同一の論文のみならず、当然のことながら、投稿論文の主要部分（特に論文の命である新規性）が既に他の論文・発表等で既に公表されている場合は、本誌への投稿はできない。

（3）他人の論文・発表等で既に公表されている場合のみならず、投稿論文が本誌に掲載されるまでの間に投稿者自身が公表した論文・発表等において、投稿論文の主要部分が既に公表されている場合にも、未公表性の要件に欠けるものとして取り扱っているので注意されたい。

（4）仮に主要部分が異なる場合であっても、本紙よりも先に公表されている論文・発表等がある場合には、本紙掲載論文において両者の異同を明記するようお願いする。

2. 今回、上記規定をより厳密に解釈し、「二重投稿」「分割出版」についても未公表性要件に抵触するものとして扱うこととした。

（1）二重投稿

「二重投稿（二重出版ともいう）」とは、印刷物、電子出版物を問わず、オリジナリティ（原著性）が要求されている場合に、既発表又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為である。

掲載される出版の二重性には、研究対象、方法論、結果及びその解釈の既出論文との同一性あるいは類似性が含まれる。図表やデータの既出論文からの使用も、二重投稿に相当

する。また、既出論文研究と同じ話題を取り扱う論文も、わずかな相違があるだけでは二重投稿に相当する。二重投稿は研究倫理を著しく損なう行為であり、研究者として不適切な行為である。

当学会における二重投稿の判断基準は、以下のとおりである。

(i) 新たに投稿する論文においては、既発表の論文との差異が明確に記述されていなければならない。

(ii) 既発表の論文の本文や、図表等の一部を引用する場合には、新たに投稿する論文において出典が必ず明記されていなければならない。

(iii) 既発表又は投稿中の論文の著者は、同一内容又は極めて類似した内容の別論文を投稿してはならない。

(iv) 学術雑誌の投稿規程又は学協会等のルールと慣行等に違反して、既に発表した論文を他の言語に翻訳して投稿してはならない。

(2) 分割出版

分割出版はサラミ出版とも呼ばれ、一本の研究論文で報告できる研究成果を細かく分割して論文(サラミ論文)を複数出版する行為を言う。一つ以上の論文に同じ母集団、方法、研究課題設問がある場合、それらの論文はまとめてサラミ論文と見なされる。

分割出版は研究者が業績リストに膨大な数の論文を掲載するための行為であり、その研究者のキャリアを歪ませるだけでなく、本来よりも多い助成金を受け取れることにもつながる。また、サラミ論文のうちの1つにしかアクセスしない読者にとって、研究結果の誤った解釈をするきっかけにもなりうる。そのため、この分割出版は、研究者の研究倫理を損なう行為であり、研究者として不適切な行為である。

当学会においては、今後、二重投稿もしくは分割出版を防止するために、投稿時に、「保険学雑誌編集方針」「論文投稿時の留意点」の内容を十分に確認のうえ、本論文を投稿する旨の確認を著者に求めることとした。また二重投稿もしくは分割出版が明らかになった場合には、論文の削除等の措置を実施する。

*参考文献：

平成25年11月26日付、平成27年3月23日改定「研究成果を適切に発表するための指針」（国立大学法人東北大学役員会）<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/shishin.pdf>

